

札幌市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

1 事案の概要

被処分者は、私用スマートフォンを使用して、令和 2 年 3 月から令和 5 年 12 月までの間、職務中に少なくとも 100 回以上の株取引の操作を行い、また、株取引に関連する情報の閲覧も行っていた。

このような行為は、職務に専念する義務を定める地方公務員法第 35 条及び信用失墜行為の禁止を定める同法第 33 条の規定に抵触するものである。

2 処分日

令和 6 年 9 月 6 日（金）

3 被処分者及び処分内容

監査事務局 係長職 男性 40 歳代 減給 3 月

4 管理監督者に対する措置

環境局（当時：監査事務局） 課長職 男性 50 歳代 訓告